

## 特許譲渡契約書（案）

学校法人日本医科大学（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、甲の保有する特許権（特許を受ける権利を含む。）の譲渡に関し、次のとおり契約を締結する。

### （対象特許権）

第1条 甲は、次に掲げる特許権（特許を受ける権利を含む。以下同じ。）を乙に譲渡し、乙はこれを譲り受ける。

特許出願番号：

発明の名称：

### （申請手続及び費用の負担）

第2条 甲は、名義変更等の申請手続に必要な書類を平成 年 月 日までに乙に交付する。  
2. 前項の申請手続に要する費用は、全額乙が負担する。

### （対価及び支払い方法）

第3条 乙は、第1条に定める権利の譲渡の対価として、金 円を甲に支払う。  
2. 乙は前項に定める対価を平成 年 月 日までに甲の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。  
3. 甲は、乙から支払を受けた第1項の金員を、理由の如何を問わず乙に返還することを要しないものとする。

### （権利維持）

第4条 甲は、第2条に定める書類を乙に交付し、乙がこれを受領するまで、第1条に定める権利を維持する義務を負う。

### （秘密保持）

第5条 甲は、第1条に係る発明が出願公開されるまで、当該発明を第三者に開示してはならない。ただし、事前に乙の同意を得た場合はこの限りでない。

### （付帯条項）

第6条 甲は、第1条に定める特許権の不成立及び無効、並びに同特許権の実施に関する特許上、技術上、経済上その他一切の事項について、乙又は乙の製品を使用する第三者に対して何ら保証するものではなく、何ら責任を負わない。同特許権の実施に関して乙と第三者との間で紛争が生じた場合、乙は自己の責任と負担においてこれに対処する。

### （協議）

第7条 本契約に定めのない事項、又は本契約に定める条項について疑義を生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ、その解決を図るよう努めるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

東京都文京区千駄木一丁目1番5号  
甲 学校法人日本医科大学  
理事長 坂本 篤裕 印

乙